

報道機関 各位

中小事業者月次支援金10月分の実施について

福岡県独自の営業時間短縮等の要請（10/1～10/14）に伴い、現在実施している「月次支援金」を10月分についても実施を予定しています。

（参考）中小事業者月次支援金給付事業（9月分）

緊急事態措置により影響を受け売上が減少した事業者に対し、国・県と合わせて、法人最大90万円、個人最大45万円の支援金を給付。

	休業等を行う飲食店との取引あり、 外出・移動自粛の直接的な影響あり	休業等を行う飲食店との取引なし、 外出・移動自粛の直接的な影響なし
協力金対象飲食店・ 酒類販売事業者 以外	【売上50%以上減】 法人 最大30万円/月（うち、市10万円） 個人 最大15万円/月（うち、市5万円）	【売上50%以上減】 （市単独） 法人 最大20万円/月 個人 最大10万円/月
	【売上30%～50%未満減】 法人 最大20万円/月（うち、市10万円） 個人 最大10万円/月（うち、市5万円）	【売上30%～50%未満減】 （市単独） 法人 最大10万円/月 個人 最大5万円/月
酒類販売事業者	【売上90%以上減】 法人 最大90万円/月（うち、市10万円） 個人 最大45万円/月（うち、市5万円）	/
	【売上70%以上減】 法人 最大70万円/月（うち、市10万円） 個人 最大35万円/月（うち、市5万円）	
	【売上50%以上減】 法人 最大50万円/月（うち、市10万円） 個人 最大25万円/月（うち、市5万円）	
	【売上30%～50%未満減】 法人 最大20万円/月（うち、市10万円） 個人 最大10万円/月（うち、市5万円）	
	【2か月連続売上15%以上30%未満減】 法人 最大10万円/月 個人 最大5万円/月	
事業規模	約7億円	

※申請開始時期については、11月上旬を予定。

【問い合わせ先】
産業経済局緊急経済対策室
次長：大庭、係長：白石
582-2299